



# 鳥取県公報

平成 26 年 12 月 5 日 (金)  
第 8 6 5 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (834) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (835) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護療養型医療施設、居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (836) (〃) . . . . . 3
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (837) (医療指導課) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (838) (経済産業総室) . . . . . 4
	保安林の指定予定 (6 件) (839~844) (森林づくり推進課) . . . . . 5
	保安林の指定の解除予定 (845) (〃) . . . . . 8
	水防法による浸水想定区域の変更 (846) (河川課) . . . . . 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (集中業務課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社 たむら薬局	鳥取市西町三丁目311	はまさか薬局	鳥取市江津408	居宅療養管理指導	平成26年10月14日
〃	〃	駅南おうぎまち薬局	鳥取市扇町123-2	〃	〃
〃	〃	みやなが薬局	鳥取市宮長13-7	〃	〃
社会福祉 法人十仁会	倉吉市大宮451-1	ヴェルヴェチアデ イサービスおおみや	倉吉市大宮451-1	通所介護	平成26年10月10日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社 たむら薬局	鳥取市西町三丁目311	はまさか薬局	鳥取市江津408	介護予防居宅療養管理指導	平成26年10月14日
〃	〃	駅南おうぎまち薬局	鳥取市扇町123-2	〃	〃
〃	〃	みやなが薬局	鳥取市宮長13-7	〃	〃
社会福祉 法人十仁会	倉吉市大宮451-1	ヴェルヴェチアデ イサービスおおみや	倉吉市大宮451-1	介護予防通所介護	平成26年10月10日

## 鳥取県告示第835号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
いながき歯科医院	鳥取市商栄町398-8	いながき歯科医院	鳥取市商栄町398-8	平成25年4月1日
株式会社ウィードメディカル	鳥取市南隈715	株式会社ウィードメディカル	鳥取市南隈715	平成26年9月12日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
いながき歯科医院	鳥取市商栄町398-8	いながき歯科医院	鳥取市商栄町398-8	平成25年4月1日
株式会社ウィードメディカル	鳥取市南隈715	株式会社ウィードメディカル	鳥取市南隈715	平成26年9月12日

## 鳥取県告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護療養型医療施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 介護療養型医療施設

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	平成26年7月31日

## 2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	平成26年7月31日

## 3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	平成26年7月31日

## 鳥取県告示第837号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定

薬物の指定が失効したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	指定年月日	失効年月日
3,4-Dimethoxy- $\alpha$ -PHP	1-(3,4-ジメトキシフェニル) -2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサ サン-1-オン及びその塩類	平成26年11月14日	平成26年11月28日
3,4-Methylenedioxy- $\alpha$ -PHP	1-(3,4-メチレンジオキシフェ ニル)-2-(ピロリジン-1-イル) ヘキササン-1-オン及びその塩類	〃	〃
5-DBFPV	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン -5-イル)-2-(ピロリジン-1 -イル)ペンタン-1-オン及びその 塩類	〃	〃
$\alpha$ -PNP	1-フェニル-2-(ピロリジン-1 -イル)ノナン-1-オン及びその塩 類	〃	〃

#### 鳥取県告示第838号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取駅ショッピングプラザ  
鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役 田中 達也 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤岡 繁樹  
島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2  
変更後 JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 田中 達也  
島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
次のとおり変更する
- 4 変更年月日
  - (1) 平成26年7月1日
  - (2) 平成26年11月21日

- 5 変更する理由  
代表者の変更及び新たな小売事業者の入店があったため。
- 6 届出年月日  
平成26年11月21日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成26年12月5日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 10 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。  
(「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第839号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市卯垣一丁目173、302（次の図に示す部分に限る。）、302の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第840号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市洞谷字石ケ谷奥111の1、112、112の1、113、114の1、114の3、855、字石ケ谷856の1・856の2  
(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第841号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字口波多字ドウタタ谷22、字東谷607
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第842号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル688の27
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第843号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字古長字後付511、512の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第844号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字古長字後付506、508の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第845号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市関金町野添（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する)

**鳥取県告示第846号**

平成20年鳥取県告示第140号（水防法による浸水想定区域の指定等について）で指定した浸水想定区域を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更後の浸水想定区域に係る河川の名称  
二級河川佐陀川水系佐陀川及び同水系精進川
- 2 変更後の指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表記した図面を縦覧に供する場所



鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所米子県土整備局

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

平成27年度軽自動車（貨物、新車）52台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年4月10日から平成33年3月31日までとする。（自動車ごとの賃貸借期間は入札説明書による。）

(4) 引渡し期限

入札説明書による。

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の賃借の自動車であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年12月12日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成26年12月5日（金）から平成27年1月22日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年12月5日（金）から平成27年1月22日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 自動車のリース契約を締結し、平成23年12月6日（火）から平成26年12月5日（金）までの間にその履行

を完了した実績、又は現在履行している実績を有する者であること。

- (6) 1の(1)に示した物品を所有し(平成26年12月5日(金)以降に取得する場合を含む。)、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

### 4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

- (3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年12月5日(金)から同月25日(木)までの日にインターネットのホームページ(物品調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年12月5日(金)から同月24日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月25日(木)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年1月16日(金)午前11時から同月22日(木)正午(日曜日及び土曜日を除く。)まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月21日(水)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成27年1月22日(木)午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

## (1) 入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うこと。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

## (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成26年12月25日(木)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

## (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : 52 Light vehicles
- (2) December 25, 2014 noon : Deadline for submission of documents for qualification confirmation
- (3) January 22, 2015 noon : Deadline for submission of tenders  
(January 21, 2015 5:00 PM : Deadline for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7497  
E-mail : shuchugyoumu@pref.tottori.jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

- (1) 賃貸借物品の名称及び数量  
平成27年度軽自動車（乗用、新車）28台
- (2) 賃貸借物品の仕様  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
平成27年4月10日から平成33年3月31日までとする。
- (4) 引渡し期限  
入札説明書による。
- (5) 借入場所  
入札説明書による。
- (6) 契約金額  
入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の賃借の自動車であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年12月12日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成26年12月5日（金）から平成27年1月22日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開

札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成26年12月5日(金)から平成27年1月22日(木)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 自動車のリース契約を締結し、平成23年12月6日(火)から平成26年12月5日(金)までの間にその履行を完了した実績、又は現在履行している実績を有する者であること。
- (6) 1の(1)に示した物品を所有し(平成26年12月5日(金)以降に取得する場合を含む。)、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

#### (3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年12月5日(金)から同月25日(木)までの日にインターネットのホームページ(物品調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成26年12月5日(金)から同月24日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月25日(木)の午前9時から正午まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成27年1月16日(金)午前11時から同月22日(木)正午(日曜日及び土曜日を除く。)まで。ただし、

郵便等による入札書の受領期間は、同月 21 日（水）午後 5 時までとする。

イ 開札日時

平成 27 年 1 月 22 日（木）午後 1 時から午後 6 時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うこと。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の（1）の場所に平成 26 年 12 月 25 日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により 4 の（1）の場所に提出すること。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成さ

れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : 28 Light vehicles

(2) December 25, 2014 noon : Deadline for submission of documents for qualification confirmation

(3) January 22, 2015 noon : Deadline for submission of tenders

(January 21, 2015 5:00 PM : Deadline for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts,  
Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi  
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7497

E-mail : shuchugyoumu@pref.tottori.jp